

平成28年9月28日(水)
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、東亜建設工業株式会社(所在地 東京都新宿区)に対して、指名停止措置を行ないました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部経理調達課長

ワタベ コウヘイ

渡邊 耕平 (内線5870)

総務部契約課長

モリヤ ノブキ

守屋 信之 (内線2511)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151(代)

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1

2. 指名停止措置期間

平成28年9月28日から平成28年10月27日まで（1箇月）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、当局発注の「東京国際空港C滑走路他地盤改良工事」（工期：平成27年5月28日～平成28年3月18日）において、平成27年11月26日、工事関係者事故を発生させたにもかかわらず、契約関係図書で定められている監督職員への報告を怠っていた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、工事関係者事故を発生させたにもかかわらず、監督職員に報告を怠ったことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第4号（契約違反）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第4号>

措置要件	期間
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内